

運 航 基 準

奥 只 見 觀 光 株 式 会 社

目 次

第1章	目 的	1
第2章	運航の可否判断	1
第3章	船舶の航行	2

第1章 目 的

(目 的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき奥只見湖周辺航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航行の安全を確保することを目的とする。

第2章 運 航 の 可 否 判 断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地点附近の気象・水象が次に掲げる条件の一つに達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

気象・水象 発航地点	風 速	波 高	視 程	水 位 (標高水位)
奥 只 見	12m/s 以上	0.5 m 以上	300 m 以下	727 m 以下
銀 山 平	12m/s 以上	0.5 m 以上	300 m 以下	732 m 以下
尾 瀬 口	12m/s 以上	0.5 m 以上	300 m 以下	732 m 以下

2. 船長は、発航前において航行中に遭遇する気象・水象(視程を除く。)に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一つに達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

風速 12 m / s 以上	波高 0.5 m 以上	奥 只 見	727m以下 (標高水位)
		銀 山 平	732m以下 (標高水位)
		尾 瀬 口	732m以下 (標高水位)

3. 船長は、前2項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断)

第3条 船長は、周囲の気象・水象(視程を含む)に関する情報を確認し、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により安全な運航が困難となるおそれがあると認めるとき又は周囲の視程が300m以下となったときは、基準航行を中止し減速、適宜の変針、反転、避泊等の適切な措置をとらなければならない。

(着岸の可否判断)

第4条 船長は、着岸予定地の気象・水象に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一つに達していると認めるときは、着岸を中止し、適宜の水域での錨泊、その他適切な措置をとらなければならない。

気象・水象 地点名	風速	波高	視程	水位 (標高水位)
奥只見	12m/s 以上	0.5 m 以上	300 m 以下	727 m 以下
银山平	12m/s 以上	0.5 m 以上	300 m 以下	732 m 以下
尾瀬口	12m/s 以上	0.5 m 以上	300 m 以下	732 m 以下

2. 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を運航安全マネジメント文章管理綴りに記録するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航断続の措置については、判断理由を記録すること。記録は適時まとめて記載してもよい。

第3章 船舶の航行

(運航基準図等)

第5条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 基準経路(起点及び終点の位置、並びにこれら相互間のおよそのルート)
- (2) 航行上、地形、水深、水流等から特に留意すべき箇所。
- (3) その他航行の安全を確保するために必要な事項。

(基準経路)

第6条 基準経路は、運航基準図に記載のとおり常用基準経路のみとする。

(速力基準等)

第7条 速力基準は、次のとおりとする。

船名	お ぜ		新はっさき丸		しおり丸		ファンタジア	
種別	速力	機 関	速力	機 関	速力	機 関	速力	機 関
	KNOT	回 転 数 RPM	KNOT	回 転 数 RPM	KNOT	回 転 数 RPM	KNOT	回 転 数 RPM
最微速	5	633	2	550	2	550	2.43	500
微 速	7	1,197	3	800	3	800	7.17	1,229
半 速	10	1,508	6	1,800	6	1,800	8.3	1,548
全 速	14.2	1,900	10	2,600	12.4	2,600	10	1,950
航海速度	9	1,400	9	2,400	9	2,300	9	1,735

2. 船長は、速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見やすい場所に掲示しなければならない。
3. 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備え付けておかなければならない。

(避泊地の選定)

第8条 運航管理者は、避泊地として適当な水域について船長と協議の上、避泊地資料を作成し全船舶に備え置かれるよう措置するものとする。

2. 船長は、避泊の必要がある場合は、避泊地資料を参考として避泊地を選定するものとする。ただし、安全上より適当な避泊地であると判断した場合は、避泊地資料に記載されていない場所であっても避泊地として選定することができる。

3. 避泊地は次のとおりとする。

- (1) 奥只見地区 奥只見船着場対岸水域
- (2) 銀山平地区 北の又川下荒沢水域

(特定航法)

第9条 航行中の船舶は反対方面から接近する他の船舶を見ることができない買石原、大津岐分流地点附近の湾曲部においては、汽笛を用いて長音(4秒 ～ 6秒)一回鳴らさなければならない。

2. 買石原、大津岐分流点附近で行き合う場合は、速力を減じ、運航に細心の注意を払って航行しなければならない。

(通常連絡)

第10条 船長は、基準経路上の次の(1)の地点を通過したときは、運航管理者あて次の(2)の事項を連絡しなければならない。

- (1) 銀山平航路 中之岐川地点
 尾瀬口航路 恋之岐川地点
- (2) 連絡事項
- ① 通過地点名
- ② 通過時刻
- ③ 天候、風向、風速、波浪、視程の状況
- ④ その他着岸予定時刻等運航管理上必要と認める事項

2. 運航管理者は航行に関する安全情報等、船長に連絡すべき事項が生じた場合はその都度速やかに連絡するものとする。

(連絡方法)

第11条 船長と運航管理者又は、運航管理補助者との連絡は次の方法による。

区 分		連 絡 先	連 絡 方 法
(1)	通常の場合	当該船舶の航行又は、停泊している地点を管理する事業本部及び案内所	F3 154.57 簡 易 無 線
(2)	緊急の場合	同 上	同 上

(機器点検)

第12条 船長は着棧前、棧橋手前(200～300m)等入港地の状況に応じ安全な水域において、機関の後進(CPPの場合は翼角作業)、舵等の点検を実施する。一日に何度も発航と着岸を繰り返す場合も同様とする。

(記録)

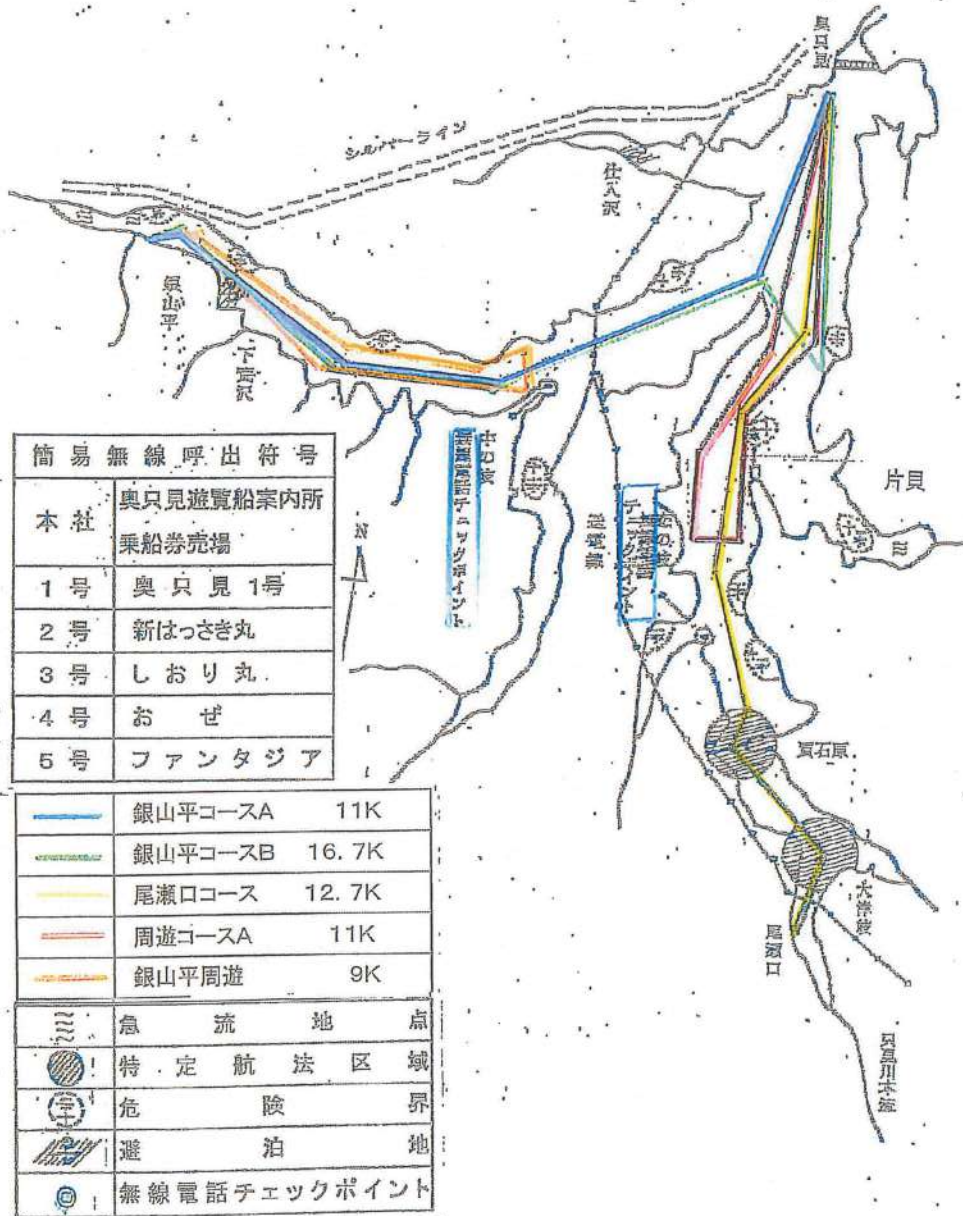
第13条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を、基準航路変更用紙に記録するものとする。

附 則

この基準は、平成 18 年 10 月 1 日より実施する。

改正 平成 29 年 8 月 1 日

運航基準図 奥只見湖 (新)



運航中止

避難地図

気象・水象	風速	波高	視程	水位 (標高水位)
発航地点				
奥只見	12m/s 以上	0.5 m 以上	300 m 以下	727 m 以下
银山平	12m/s 以上	0.5 m 以上	300 m 以下	732 m 以下
尾瀬口	12m/s 以上	0.5 m 以上	300 m 以下	732 m 以下

